

吉田町空家等対策計画

【空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく計画】



令和3年3月 策定

令和8年3月 改定

榛原郡吉田町

目 次

1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類 その他空家等に関する対策に関する基本的な方針……………	P 3
2 計画期間……………	P 5
3 空家等の調査に関する事項……………	P 5
4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項……………	P 7
5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項……………	P 8
6 管理不全空家等に対する措置に関する事項……………	P 9
7 特定空家等に対する対策その他特定空家等への対処に関する事項……………	P 1 5
8 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項……………	P 2 4
9 空家等に関する対策の実施体制に関する事項……………	P 2 5
10 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項……………	P 2 5

計 画 の 目 的

「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」は、適切に管理されていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的としている。

令和5年12月には、今後空家等の更なる増加が見込まれること、空家等が周囲に悪影響を及ぼす「特定空家等」【※】になる前に、有効活用や適切な管理を促す方策を強化する必要があることから、法の一部を改正する法律が施行された。改正法の中では、所有者等に対して、現行の適切な管理の努力義務に加えて、国や自治体の施策に協力する努力義務を定めるなど、所有者責任の強化、空家等の利活用に関する制度の拡大、放置すると特定空家等になるおそれのある空家等を「管理不全空家等」と位置付けるなど、空家等への対策が強化された。

同法第7条では、「市町村は、その区域内で空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。」としており、吉田町においても、法改正の内容を踏まえ、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定する。

【※】「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう

○ 空家等対策計画に定める事項（法第7条第2項）

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類 その他空家等に関する対策に関する基本的な方針

空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他空家等に関する対策に関する基本的な方針は以下のとおりとする。

空家等に関する対策の対象とする地区	吉田町の全域
-------------------	--------

空家等に関する対策の対象とする空家等の種類	一戸建ての住宅、集合住宅、店舗、工場、倉庫等の建築物（賃貸用のものを除く。）
-----------------------	--

空家等に関する対策に関する基本的な方針	<p>① 空家等の発生の抑制</p> <p>地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空家等を発生させないよう、空家等の発生そのものを抑制するための取組みを行う。</p>
	<p>② 空家等の利活用の促進</p> <p>空家等の利活用や流通の促進を図ることで、空家等の発生の抑制はもちろんのこと、吉田町への移住や定住の促進を図る。</p>
	<p>③ 空家等の適切な管理の推進</p> <p>適切に管理がなされていない空家等の所有者等に対して、除却や適切な管理を促すことで、地域住民の生活環境を保全する。</p>
	<p>④ 管理不全な空家等への対策</p> <p>周囲の生活環境に悪影響を及ぼしている又は、今後何らかの悪影響を及ぼす可能性のある空家等については、地域住民の安心・安全な暮らしを守るために、早期の問題解決を図る必要があることから、法に基づく「特定空家等」として判定を行うとともに指導等を実施し、改善を促進する。</p> <p>また、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれがある空家等を「管理不善空家等」と判断し、必要な措置を講ずる。</p>

■ 空家等に対して講ずる措置

空家等は、その状態、管理の状況、所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）の意向等により、それぞれ下表のとおり対策を講ずるものとする。

管理の状況	空家等の状態	所有者等の意向	対策の内容
適切に管理されている空家等	現状で利活用可能なもの	利活用意向あり	対策の必要なし
		利活用意向なし	利活用等の助言及び支援
	現状で利活用不可 能なもの	利活用意向あり	除却又は利活用等の助言及び支援
		利活用意向なし	
適切に管理されていない空家等	現状で利活用可能なもの	利活用意向あり	適切な管理を指導、除却の指導又は利活用等の助言
		利活用意向なし	
		所有者等の特定が困難なもの	所有者等の調査、適切な管理を指導、除却の指導又は利活用等の助言
	現状で利活用不可 能なもの	利活用意向あり	適切な管理を指導、除却又は利活用等の助言及び支援
		利活用意向なし	
		所有者等の特定が困難なもの	所有者等の調査、適切な管理を指導、除却の指導又は利活用等の助言

※ その他旧耐震基準により建築された建築物については、除却の指導又は耐震補強後の利活用の助言を行う。

2 計画期間

計画期間

令和3年度から令和12年度まで

この計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

なお、法改正や上位計画の更新、住宅・土地統計調査結果の公表時期、社会経済情勢の変化、対策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

3 空家等の調査に関する事項

法第9条第1項に基づく、吉田町の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し法律の施行のために必要な調査は、原則として次のとおり実施する。

(1) 空家等の実態を把握するための調査

実施主体	吉田町
対象地区	吉田町の全域
調査期間	随時実施するものとする。
調査対象とする空家等の種類	一戸建ての住宅、集合住宅、空き店舗（賃貸用のものを除く。）
概要調査	<ul style="list-style-type: none">・ 空家等の建築年、構造に関すること。・ 空家等の所有者等に関すること。・ 空家等が周辺的生活環境の保全に対して与えている影響に関すること。・ 空家等の解消に関すること。
現況調査	<ul style="list-style-type: none">・ 空家等を把握したときは、町は、次の調査を実施するものとする。<ul style="list-style-type: none">○ 調査の種類<ul style="list-style-type: none">① 空家等の状況の現地調査② 空家等の建築年、構造等の調査③ 空家等の所有者に関する調査 <p>※ 法第2条第2項の「特定空家等」及び法第13条第1項に規定する「管理不全空家等」と認められる可能性がある空家等については、初期段階として下記(2)で記載する方法により別途調査等を実施する。</p>
調査後の対応	<ul style="list-style-type: none">・ 調査を行った空家等については、「吉田町空家等台帳」に登載する。

(2) 住民等からの相談又は苦情により把握した空家等（管理不全空家等・特定空家等）と認められる可能性のある空家等に関する調査

【調査フロー】

住民等からの聞き取りによる調査



- ・ 所在地
 - ・ 空家等の管理状況
 - ・ 空家等の所有者等に関する事項
 - ・ 生活環境への影響
 - ・ 住民等の意向
- ※ 聞き取り調査を実施したときは、速やかに「空家等関係相談受付簿」を作成する。

町による現地調査（外観調査）



- ・ 空家等の管理状況
- ・ 空家等の劣化の度合い
- ・ 生活環境への影響

町による所有者等・建築年月調査

- ・ 不動産登記簿
 - ・ 固定資産情報
 - ・ 住民基本台帳／戸籍
 - ・ 水道、電気、ガス等の使用者に係る情報
 - ・ 郵便の転送先情報
- ※ 現地調査及び所有者等調査を実施したときは、速やかに「空家等関係（現地・所有者）調査票」を作成する。

(3) 空家等に関するデータベースの整備等

(1)及び(2)の調査を行ったときは、「吉田町空家等台帳」によりデータベースに登録するものとする。

4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等の管理が第一義的には当該空き家の所有者等の責任において行われるものであることに鑑み、空家等の適切な管理に関する所有者等の意識を高めるために次の事項を実施するものとする。

① 住民全般に対する周知

広報よしだ等により「空家等の適切な管理は所有者又は占有者の義務」であることを周知する。

② 相談窓口の設置等

空家等に係る住民からの苦情・相談及び所有者等からの相談にワンストップで対応するため、空家等対策担当課に相談窓口を設置する。

また、所有者等からの空家等の相談に対応するため、関係団体と連携し、専門家の紹介及び総合的な相談会を実施する。

③ 所有者等への情報の提供及び助言の実施

住民から苦情・相談のあった空家等については、3(2)の調査を行い、行政の関与が必要であると判断したものについては、速やかに所有者等に対して空家等の現況に関する情報の提供及び適切な管理を実施するための助言を行う。この場合において、情報の提供及び助言の方法は、緊急性を判断した上で電話又は郵送の方法によるものとする。

【参考】

○ 民法

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

○ 空家等対策の推進に関する特別措置法

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

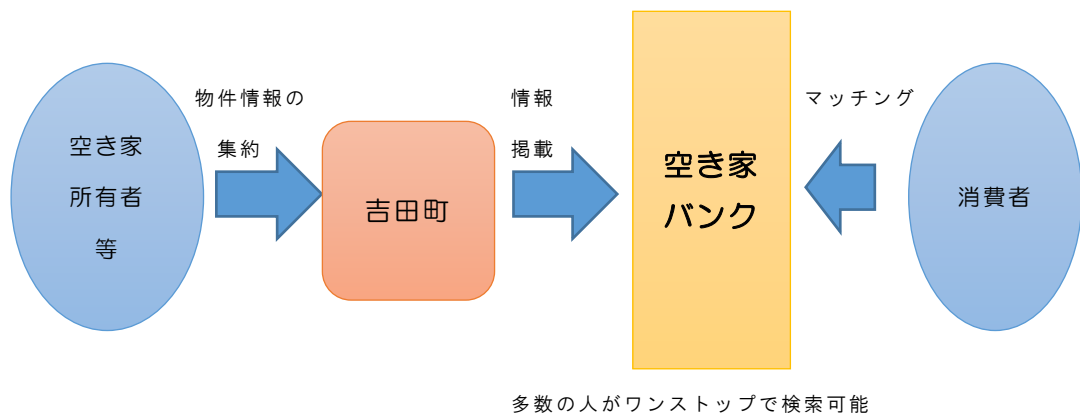
5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

空家等対策を推進する上で空家等自体又は空家等を除却した後の跡地を地域資源として利活用することが重要であることに鑑み、次の取組を中心に実施するものとする。

① 空き家バンク制度の実施

空家等の流通を促進するため、空き家バンク制度を設け、空家等又は除却した空家等に係る跡地の所有者等と、それらを利活用したい者とのマッチングを図る。

※「空き家バンク」… 現在空き家となっている建築物について、空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を公開し、町内への定住又は二地域居住等を目的として空き家の利用を希望する者に対して紹介を行う仕組み。



② 建築物リフォーム相談窓口の設置

空家等の建築物については、耐震化やリフォームが図られたものの流通が促進しやすいといった観点から、所有者等からの耐震化及びリフォーム相談窓口を空家等対策担当課に設置する。

【参考】

- 空家等対策の推進に関する特別措置法

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

6 管理不全空家等に対する措置に関する事項

管理不全空家等（適切な管理が行なわれていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等）に該当すると考えられる空家等について、以下のとおり対応するものとする。

(1) 管理が不適切な空家等の調査【法第9条】

管理が不適切として地域住民等から相談又は苦情等により把握した空家等については、当該空家等が管理不全空家等に該当するか否かについて判断するため、必要な調査を行うものとする。

○ 調査の方法

- ・ 法第9条第1項の規定に基づき、外観目視による調査を行い、建築物の物的状態や立木竹の状態から管理状況を把握する。
- ・ 当該空家等の所有者等の承諾を得て同者の立会いの下、敷地内や室内に入り、その物的状態等の調査を行う。また、同者に対し適切な管理を行う意向についての聞き取り調査を行う。
- ・ 法第9条第1項は、町が不動産登記情報や住民票情報を取り寄せる（公用請求）ための根拠規定となる一方で、町長の任意の調査を行う権限を規定したものであり、同条第2項で定める「報告徴収」や「立入調査」とは異なり、強制的な調査の根拠規定となるものではないことに注意すること。

【参考】

○ 空家等対策の推進に関する特別措置法

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 （略）

(2) 管理不全空家等の判断に関する基準及び認定方法

管理不全空家等であるか否かの判断に際しては、下記に掲げる放置した場合の悪影響ごとに、それぞれ掲げる例を参考として総合的に判断する。

下記に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断していく必要がある。

状態の種類	放置した場合の悪影響		状態の例
保安上危険に関して参考となる基準	建築物等の倒壊	建築物	構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
		門、塀、屋外階段等	構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
		立木	立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる状態
		擁壁の崩壊	擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状等
	部材等の落下	外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等	外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
		軒、バルコニーその他の突出物	軒、バルコニーその他の突出物の支持部分の破損、腐朽等
		立木の枝	立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態
	部材等の飛散	屋根ふき材、外装材、看板等	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
		立木の枝	立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態
	衛生上有害に関して参考となる基準	石綿の飛散	
健康被害の誘発		汚水等	排水設備の破損等
		害虫等	清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態
		動物の糞尿等	駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地等に認められる状態

景観悪化に関して参考となる基準	(景観悪化)	補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の色褪せ、破損又は汚損が認められる状態
周辺の生活環境の保全への影響に関して参考となる基準	汚水等による悪臭の発生	排水設備の破損等又は封水切れ 等
	不法侵入の発生	開口部等の破損等
	落雪による通行障害等の発生	通常の下り雪下ろしがなされていないことが認められる状態 等
	立木等による破損・通行障害等の発生	立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出しが認められる状態
	動物等による騒音の発生	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつき等が敷地等に認められる状態
	動物等の侵入等の発生	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつきが敷地等に認められる状態

(出典) 国土交通省 HP 資料より作成

管理不全空家等の認定に関する判断は、国土交通省が発表している「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」及び静岡県空き家等対策市町連絡会議が作成した『「特定空家等・管理不全空家等」と判断するための判断基準」に基づくものとし、吉田町空家等対策協議会において意見を聞いたうえで認定する。

(3) 管理不全空家等に関する措置の方針

(2)により管理不全空家等と認められる空家等について、その所有者等に対し、法13条の規定に基づき、第1項の「指導」、第2項の「勧告」の順に必要な措置を講ずるものとする。

(4) 指導【法第13条第1項】

管理指針【※】に定めるような適切な管理が行なわれていない場合、所有者等自らの意思による改善を促すため、指導内容を検討し、所有者等に次の事項を告知するものとする。

なお、指導は口頭によることも許容されているが、改善しなかった場合の措置を明確に示すため、下記の内容を記載した指導書も併せて交付するものとする。

ア 指導の内容及びその事由
イ 指導の責任者
ウ 指導に係る措置の期限
エ 指導後の対応(所有者等に対してあらかじめ示す事項)

- ・指導に係る措置を実施した場合は、担当課へ報告すること。
- ・指導をしたにもかかわらず状態が改善されない場合は、勧告を行うこと。
- ・勧告を受けた場合は、地方税法の規定に基づき固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなること。

【※】 管理指針（所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項）

4つの観点（保安上危険、衛生上有害、景観悪化、周辺的生活環境への影響）の状態にならないようにするための管理の行為（あるべき管理）

- ① 建築物全体の点検、補修、防腐処理等を行うこと。
- ② 外装材（窓含む）の点検、補修や撤去を行うこと。
- ③ 屋根ふき材等の点検、補修や撤去、防腐処理等を行うこと。
- ④ 屋内の点検、補修、防腐処理等、アスベストの除去等を行うこと。
- ⑤ 排水設備の点検、補修、封水の注入等を行うこと。
- ⑥ 敷地の点検、清掃、処理等を行うこと。
- ⑦ 敷地内の門・塀等、擁壁の点検、補修、防腐処理等を行うこと。
- ⑧ 立木の点検、伐採、枝の切除等を行うこと。
- ⑨ 動物の駆除等を行うこと。

(5) 勧告【法第13条第2項】

指導による措置の期限を経過しても管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置をとることを勧告するものとする。

勧告は、措置の内容を明確にするとともに、勧告に伴う効果を所有者等に明確に示す観点から、下記の内容を記載した勧告書で行うものとする。

なお、勧告は相手方に到達することによって効果が生じるため、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとするとともに、勧告後において所有者等に変更があった場合は、迅速に新たな所有者等に指導・勧告するものとする。

また、勧告した場合は、固定資産税等の住宅用地特例の適用除外となるため、空家等対策担当課長は勧告通知書により、固定資産税担当課長に通知するものとする。

ア 勧告に係る措置の内容及びその事由

イ 勧告の責任者

ウ 勧告を行う際に併せて示す事項

- ・ 勧告に係る措置を実施した場合は、担当課へ報告すること。
- ・ 地方税法の規定に基づき、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなること。

(6) 必要な措置が講じられた場合の対応

管理不全空家等の所有者等が、指導又は勧告に係る措置を実施したことが確認された場合は、当該建築物等は管理不全空家等ではなくなる。このため、勧告をしている場合には、当該勧告を撤回するものとする。

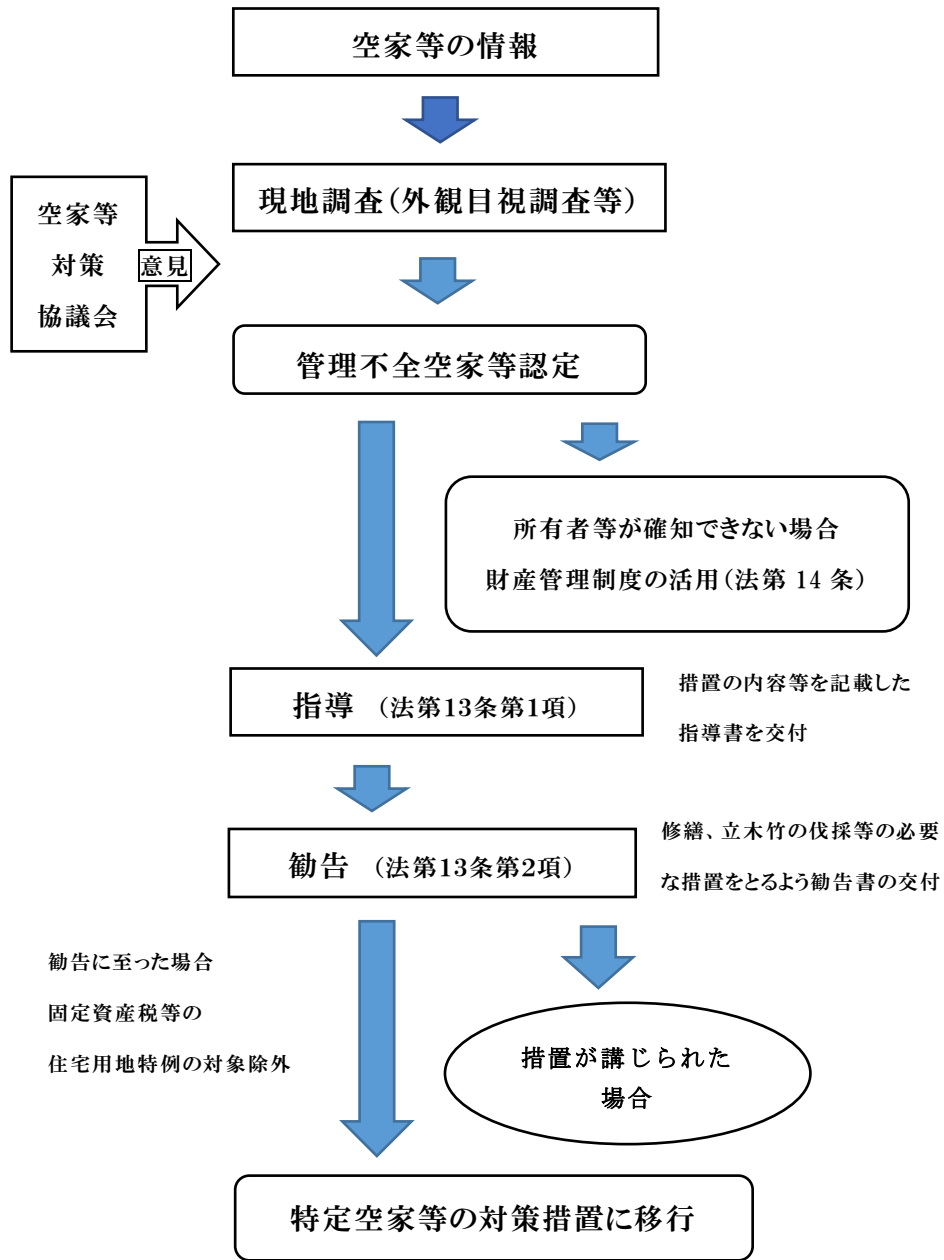
なお、必要な措置が講じられ管理不全空家等でなくなった場合は、吉田町空家等対策協議会に報告するものとする。

また、勧告が撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地については当該特例の適用対象となることから、空家等対策担当課長は勧告撤回通知書により固定資産税担当課長に通知するものとする。

(7) 財産管理制度の活用【法第14条】

空家等の所有者等が相続放棄、不明、不存在である場合、民法上の財産管理制度の活用を検討し、財産管理人が選任された際は、解体や売却等を促進する。

＜管理不全空家等に対する措置の流れ＞



7 特定空家等に対する対策その他特定空家等への対応に関する事項

特定空家等又は特定空家に該当すると考えられる空家等について、以下のとおり対応するものとする。

(1) 管理が不適切な空家等の調査等【法第9条】

管理が不適切として地域住民等から相談又は苦情のあった空家等については、当該空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木の伐採その他周辺的生活環境を保全するために必要な措置を講ずべき特定空家等に該当するか否かについて判断するため、必要な調査を行うものとする。

この場合において、当該空家等の所有者等が、その状況や所有していることも把握していないケースが考えられるため、調査に先立ち所有者等に連絡し、放置された経緯等の聞き取り調査を行うものとする。

○ 調査等の方法

- ・ 特定空家等に該当するか否か、該当するとすれば法第22条第1項から第3項までの規定に基づきどのような内容の措置を行うか等を判断するために、空家等の所有者等に対して法第9条第2項の規定に基づく報告徴収を必要に応じて行うものとし、報告を求めるに当たっては次の点に留意する。
 - ① 「当該報告を求める対象及びその内容」「報告を求める期限」「当該報告徴収の責任者」等を明確に示すこと。
※報告を求める内容の例:いつまでに当該空家等の状態を改善する意向があるか、当該特定空家等の状態の改善を図ったか 等
 - ② 報告を求める内容を相手に正確に伝え、相手方への報告徴収の通知の到達を明確にすること等処理の確実性を期す観点から、報告徴収書で行い、報告書を求めることとする。
 - ③ 報告徴収を行う際には、報告拒否又は虚偽報告は過料に処されることについて示すこと。また、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定による処分の取消訴訟を行うことができることについても書面で示すこと。
- ・ 外観目視による調査を原則とするが、敷地内又は建物内に立ち入って状況を確認する必要がある場合にあっては、法第9条第2項の規定に基づく立入調査を行うものとし、調査に当たっては次の点に留意する。
 - ① 所有者等に対し立入調査の5日前までに通知すること（所有者不明で通知ができない場合を除く。）。
 - ② 立入調査を行う者は、立入調査員証を携帯すること。
 - ③ 調査は、必要最小限の範囲に留めること。

- ④ 錠などの建具を破壊し立ち入ることはしないこと。
- ⑤ 所有者等が立入調査を明示的に拒否した場合は、立入調査を拒否した場合の罰則を告げるなどして説得に努めるとともに、罰則の執行に備えて拒否状況等を撮影・録音するなどして証拠保全に努めること。

※ 行政法規における立入りの権限は、行政上の目的の範囲内でのみ認められるものであるが、このような行政機関の職員の立入りを受認しなければならないことは、公益上必要がある場合に限り、その程度は、公益上必要な最小限度においてのみ認められるものであることに留意すること。

【参考】

○ 空家等対策の推進に関する特別措置法

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第二十二条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八章 罰則

第三十条 (略)

2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

(2) 特定空家等の判断に関する基準及び認定方法

適正管理の初期指導を受けているにもかかわらず、改善が見られない空家等については特定空家等に認定しなければならない可能性がある。

特定空家等は、倒壊のおそれがあるなどの著しく保安上危険な状態に加え、衛生面、景観面、生活環境面などで周辺へ及ぼしている悪影響の程度を考慮して総合的に判断し、参考基準は下記のとおりとする。

状態の種類	放置した場合の悪影響		状態の例	
保安上危険に関して参考となる基準	建築物等の倒壊	建築物	倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜 等	
		門、塀、屋外階段等	倒壊のおそれがあるほどの著しい門、塀、屋外階段等の傾斜 等	
		立木	倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜 等	
		擁壁の崩壊		擁壁の一部の崩壊又は著しい土砂の流出 等
	部材等の落下	外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等	外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の剥落又は脱落 等	
		軒、バルコニーその他の突出物	軒、バルコニーその他の突出物の脱落 等	
		立木の枝	立木の枝の脱落 等	
部材等の飛散	屋根ふき材、外装材、看板等	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の剥落又は脱落 等		
	立木の枝	立木の枝の飛散 等		
衛生上有害に関して参考となる基準	石綿の飛散		石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿使用部材の破損等	
	健康被害の誘発	汚水等	排水設備（浄化槽を含む。以下同じ。）からの汚水等の流出 等	
		害虫等	敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生 等	
	動物の糞尿等		敷地等の著しい量の動物の糞尿等 等	
景観悪化に関して参考となる基準	(景観悪化)		屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損又は汚損 等	
周辺の生活環境の保全への影響に関して参考となる基準	汚水等による悪臭の発生		排水設備の汚水等による悪臭の発生 等	
	不法侵入の発生		不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等 等	
	落雪による通行障害等の発生		頻繁な落雪の形跡 等	
	立木等による破損・通行障害等の発生		周囲の建築物の破損又は歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し	
	動物等による騒音の発生		著しい頻度又は音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき等	
	動物等の侵入等の発生		周辺への侵入等が認められる動物等の敷地等への棲みつき	

(出典) 国土交通省 HP 資料より作成

特定空家等の認定に関する判断は、国土交通省が発表している「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」及び静岡県空き家等対策市町連絡会議が作成した「『特定空家等・管理不全空家等』と判断するための判断基準」に基づくものとし、吉田町空家等対策協議会において意見を聴取したうえで認定する。

(3) 特定空家等に関する措置の方針

(2)により特定空家等と認定した空家等について、その所有者等に対し、法第22条の規定に従い、第1項の「助言又は指導」、第2項の「勧告」、第3項の「命令」、第9項の「行政代執行」の順に必要な措置を講ずるものとする。

なお、特定空家等に所有権以外の権利（抵当権等の担保物件、賃貸借契約による賃貸借権等）が設定されていることも考えられるが、特定空家等に対する法第22条の措置は、客観的事実により判断される「特定空家等」に対してなされる措置であるため、措置を行うに当たり、これらの権利について調整を行う必要はなく、抵当権者と所有者等による解決に委ねられる。

(4) 助言又は指導【法第22条第1項】

助言又は指導を行う場合は、所有者等からの聞き取りにより把握した放置された経緯、外観目視及び立入調査等の結果を踏まえ、周辺的生活環境に与える悪影響の程度や緊急性を考慮し、助言又は指導の内容を検討し、所有者等に次の事項を告知するものとする。

なお、助言又は指導は口頭によることも許容されているが、改善しなかった場合の措置を明確に示すため、下記の内容を記載した助言・指導書も併せて交付するものとする。

ア 助言又は指導の内容及びその事由

イ 助言又は指導の責任者

ウ 助言又は指導に係る措置の期限

エ 助言又は指導後の対応

- ・ 助言又は指導に対する措置を実施した場合は、担当課へ報告すること。
- ・ 助言又は指導に係る措置を実施しなかった場合は、勧告を行うこと。
- ・ 勧告を受けた場合は、地方税法の規定に基づき固定資産税の住宅用地特例が受けられなくなること（当該住宅用地特例を受けているものに限る。）。

(5) 勧告【法第22条第2項】

助言又は指導による措置の期限を経過しても特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、相当の猶予期間を設けて必要な措置をとることを勧告するものとする。ただし、措置期間が経過しても所有者等の事情により、改善される見込みがあると判断した場合は、所有者等の申し出による期限が経過するまで勧告は行わないものとする（措置の緊急性等を考慮し延々と延長することのないよう注意する。）。

勧告は、建物部分とその敷地とを切り離すことなく特定空家等の所有者等に明確に示すため勧告書にて行うものとする。なお、勧告は相手方に到達することによって効果が生じるため、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとするとともに、勧告後において所有者等に変更があった場合は、迅速に新たな所有者等に勧告するものとする。

また、勧告した場合は固定資産税等の住宅用地特例の適用除外となるため、空家等対策担当課長は勧告通知書により、固定資産税担当課長に通知するものとする。

(6) 命令前の事前通知等【法第22条第4項から第8項】

特定空家等の所有者等が勧告に係る措置を正当な理由がなく措置期限までに実施しなかった場合、勧告に係る措置を命令するため、法第22条第4項から第8項までの規定により次の手続を行うものとする。

なお、正当な理由とは所有者等の権限を超えた措置を内容とする勧告がなされた場合等を想定したものであり、単に措置を行うための資金がないことは、正当な理由とはならない。

ア 所有者等への通知等（法第22条第4項、同条第5項）	<p>勧告に係る措置をとることを命令しようとする特定空家等の所有者等に有利な証拠を提出する機会を与えるため、法第22条第4項の規定に基づきあらかじめ所有者等又はその代理人に対し次の事項を記載した命令に係る通知書を交付するものとし、その交付については的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとする（所有者不明の場合は公示送達の手続を行う。）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 命じようとする措置の内容及びその事由・ 意見書の提出先・ 意見書の提出期限（意見書や証拠書類を準備するのに足りる期間）・ 法第22条第5項の規定に基づき意見書に代えて公開による意見の聴取を行うよう請求できること。
------------------------------------	--

<p>イ 公開による意見聴取等（法第22条第6項から同条第8項まで）</p>	<p>法第22条第5項の規定に基づき事前通知の交付を受けた日から5日以内に特定空家等の所有者等から町長に対し意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求があったときは、所有者等又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見聴取を行うものとする。この場合において、法第22条第7項の規定により、所有者等又はその代理人に対し、意見聴取の3日前までに次の事項を記載した公開による意見聴取通知書を交付するものとともに公告するものとし、その交付については的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 命じようとする措置の内容 ・ 意見の聴取の期日及び場所
--	--

(7) 命令【法第22条第3項】

事前通知に示した意見書の提出期限までに意見書の提出がなかった場合又は事前通知を受けた日から5日以内に公開による意見聴取の請求がなかった場合（請求があっても請求した者が出頭しなかった場合を含む。）は、法第22条第3項に基づき勧告に係る措置をとることを命ずるものとする。

また、意見書の提出があった場合又は公開による意見聴取を実施した場合は、当該意見を付して、勧告に係る措置の内容が不当か否かを吉田町空家等対策協議会に諮り、不当でない認められた場合は勧告に係る措置をとることを命ずるものとする。

なお、当該命令は、その内容を正確に相手方に伝えるため、命令書にて行うものとし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定による教示を記載する。また、相手方への命令書の到達を明確にするため、その交付については配達証明郵便にて行うものとする。

(8) 標識の設置及び公示【法第22条第13項及び第14項】

法第22条第3項の命令をした場合は、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止するため、特定空家等に標識を設置するとともに、町のホームページ等を利用し、命令を行った旨を公示するものとする。

(9) 代執行【法第22条第9項】

特定空家等の所有者等が、命令に係る措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行してもその期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により代執行を行うことができるものとし、次の手順により

実施する。ただし、行政代執行法第3条第3項の規定により、非常の場合又は緊急の場合にあっては、次のアからウまでの手続を省略することができる。

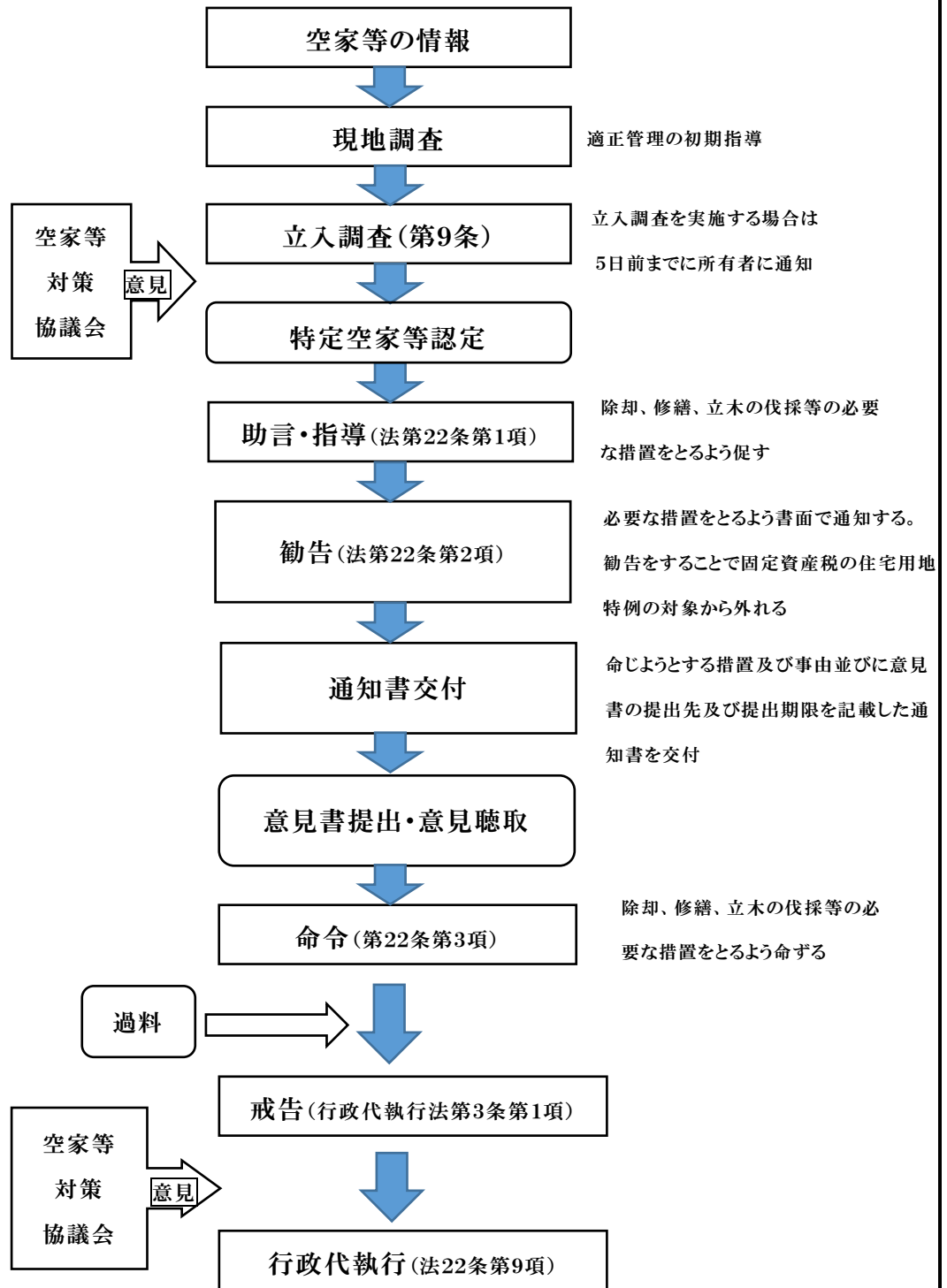
<p>ア 文書による戒告</p>	<p>特定空家等の所有者等(7)の命令による措置の期限までに当該措置の内容が履行しないときは、当該特定空家等の所有者等に対して代執行する旨を記載した戒告書を交付することができるものとし、その交付については的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとする（当該特定空家等の所有者等が不明の場合は公示送達の手続を行うものとする。）。</p>
<p>イ 再戒告</p>	<p>アの戒告の結果、定められた履行期限までに義務が履行されないが、再戒告により義務者自身による履行が期待できる場合は、再戒告書を交付することができるものとし、その交付については的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとする。</p>
<p>ウ 代執行令書の通知</p>	<p>アの戒告又はイの再戒告において定められた履行期限までに義務が履行されないときは、代執行することができるものとし、代執行の前に代執行の時期等を代執行令書にて義務者に通知するものとする。</p>
<p>エ 代執行</p>	<p>代執行は、代執行権者である町長から委任された執行責任者の指示で実施するものとし、執行責任者証を携帯し、相手方は関係人から要求された場合は、これを掲示しなければならない。なお、代執行に当たり対象となる特定空家等に相当の価値のある動産が存する場合は、代執行の前に義務者に連絡し運び出させることを原則とするが、義務者が応じない場合は、保管期間（義務者の住所等を勘案し引き取り可能な期間とする。）を定めて引き取りに来るよう連絡するものとする。</p>
<p>オ 費用の徴収</p>	<p>エの代執行に要した費用（代執行に至るまでの調査費や手数料等は含まない。）を義務者から徴収するものとし、義務者に納付額及び納期限を示した代執行費用納付命令書により納付を命じるものとする。</p> <p>納付を命じても納付されない場合は、代執行費用納付督促状を送付するものとし、督促してもなお納期限までに完納しないときは、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第5章の滞納処分の例により処理するものと</p>

	<p>する。ただし、義務者の事情等を勘案し町長が滞納処分することが不相当と認めた場合はこの限りではない。</p>
<p>カ 略式代執行 (法第 22 条第 10 項)</p>	<p>不動産登記簿情報、住民票情報、固定資産税課税情報等を活用し所有者等の特定に努めたが、助言、指導、勧告、命令すべき者の氏名及び住所を確知できないときは、略式代執行を行うことができるものとする。</p> <p>略式代執行を行う場合は、相当の期間（相手方に到達してからの措置の履行ができる期間とし、公告等に要する期間を加算する。）を定め当該措置を行うべき旨とその期限までに当該措置を行わないときは代執行する旨を公告によりあらかじめ公告するものとする。なお、公告の期間は、掲示板に掲示されたことが掲載された広報の発行日から 3 週間とし、その日に相手に到達したものとみなす。（行政手続法第 15 条第 3 項では、掲示を始めた日から 2 週間となっている。）</p> <p>公告にかかる措置の履行期限が経過した場合は、エの代執行を行うものとする。なお、義務者の確知ができないため、オの費用の徴収はできない。</p>

(10) 緊急代執行【法第 22 条第 11 項】

災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却等の必要な措置をとる必要がある場合で、法 22 条第 3 項から第 8 項までの規定による当該措置を命ずるいとまがないときは、法第 22 条第 11 項の規定により代執行（緊急代執行）をすることができるものとする。この場合、命令（法第 22 条第 3 項）、意見書の提出（法第 22 条第 4 項）及び公開の意見聴取（法第 22 条第 5 項から第 8 項まで）の手続きを省略することができる。

＜特措法に基づく特定空家等に対する措置の流れ＞



8 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

(1) 空家等の相談窓口

空家等の相談窓口は、空家等対策担当課とし、町のホームページに掲載するとともに、町の広報にその旨を適宜掲載する。

(2) 相談に対する対応方針

町民からの空家等に関する相談に対し、適正かつ迅速に対応するため、相談者や相談の内容に応じた対応方針を次のとおり定める。

なお、表に記載されていない内容の相談があった場合は、相談者の意向に沿った対応策を検討するものとする。

相談者	相談内容	対応方針
空家等の所有者	空家等の維持管理に関する相談	空き家等が周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないための対策等について助言し、必要に応じ空家等の管理を行う業者を紹介する
	空家等の有効利用に関する相談	買手及び借手を探すため、空き家バンクへの登録又は不動産の流通市場への掲載を提案する。
	空家の解体に関する相談	空家等の解体に対する所有者の悩み等を聞き取り、解体が最善策なのか所有者とともに検討し、解体が最善策と判断した場合は、解体工事業者リストを掲示する。
	空家等の解体後の跡地に関する相談	買手及び借手を探すため、空き家バンクへの登録又は不動産の流通市場への掲載を提案する。
空家等の周辺住民	倒壊等の恐れ又は周辺的生活環境に深刻な影響を与えている空家等に関する相談	<p>相談者から空家等の情報を聞き取るとともに当該空家等を調査し、どのような措置が必要か検討する。また、その所有者等を特定するための調査を行い、管理不全空家等として法第13条の措置又は特定空家等として法第22条の措置を行うべきか「吉田町空家等対策協議会」に諮問する。</p> <p>諮問の結果、管理不全空家又は特定空家等と認定された場合は、本計画の6(3)又は7(3)の措置を講ずる。</p> <p>また、管理不全空家等及び特定空家等と認定されなかった場合は、所有者に苦情の内容等を伝え、適切に管理するよう指導する。</p>

9 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(1) 吉田町空家等対策連絡会議

空家等の問題解決に迅速に対応するため「吉田町空家等対策連絡会議」を設置する。関係各課で情報共有を図り、庁内横断的に対応するとともに、特定空家等への対策を講ずる。

(2) 吉田町空家等対策協議会

本計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、吉田町空家等対策協議会を設置する。

(3) 庁内、関係機関における実施体制

空家等をもたらす問題は、多岐に渡り庁内部の様々な課が連携して対処すべき政策課題であり、関係する課及び静岡市消防局吉田消防署、牧之原警察署等の関係機関が協力して対策を実施するものとする。

このため、対策の実施に当たっては、次に示す事項について相互に協力し対応するものとする。

10 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

(1) 固定資産税等の住宅用地特例について

居住の用に供する家屋の敷地のうち一定のものについては、地方税法第349条の3の2及び同法第702条の3に基づき、当該敷地の面積に応じて、その固定資産税等の課税標準額を減額する特例措置（固定資産税等の住宅用地特例）が講じられる。

この固定資産税等の住宅用地特例が、空家の除却や適性管理の阻害要因となっている可能性があることから、法第13条第2項又は法第22条第2項に基づく勧告の対象となった管理不全空家等又は特定空家等に係る土地については、固定資産税等の住宅用地特例の適用対象から除外されることとされている。

(2) 空家等の管理に関する法令

法令名	条文
民法 (明治 29年 法律第 89 号)	(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任) 第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

	<p>2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。</p> <p>3 略</p>
<p>建築基準法 (昭和25年法律第201号)</p>	<p>(維持保全)</p> <p>第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>(違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>2～15略</p> <p>(著しく保安上危険な建築物等の所有者に対する勧告及び命令)</p> <p>第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>2～4略</p>
<p>消防法 (昭和23年法律第186号)</p>	<p>【屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令等】</p> <p>第3条 消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第6章及び第35条の3の2を除き、以下同じ。）、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難</p>

号)	<p>その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備</p> <p>(2) 残火、取灰又は火粉の始末</p> <p>(3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理</p> <p>(4) 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去</p> <p>2～4 略</p>
<p>道路法 （昭和27年法律第180号）</p>	<p>（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）</p> <p>第44条 道路管理者は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。ただし、道路の各一側について幅20メートルを超える区域を沿道区域として指定することはできない。</p> <p>2 前項の規定による指定においては、当該指定に係る沿道区域及び次項の規定による措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めるものとし、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。</p> <p>3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物（前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>5～7 略</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（措置命令）

第19条の4 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者（第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 略

（生活環境の保全上の支障の除去等の措置）

第19条の7 第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- (1) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- (2) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。
- (3) 略
- (4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合におい

	<p>て、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2～6略</p>
<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）</p>	<p>（市町村の応急措置）</p> <p>第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（応急公用負担等）</p> <p>第64条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。</p> <p>2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。</p> <p>3～10略</p>
<p>静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）</p>	<p>（空地及び空家の管理）</p> <p>第33条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。</p>

吉田町空家等対策計画

■ 問合せ先 吉田町役場都市環境課都市計画部門 ☎ 0548-33-2161
静岡県榛原郡吉田町住吉 8 7 番地
✉ toshi@town.yoshida.shizuoka.jp